

社援発0118第12号
老 発0118第2号
令和6年1月18日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)
厚生労働省老健局長
(公印省略)

令和6年能登半島地震に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について

標記については、被災施設の災害復旧事業を円滑に実施するため、別紙のとおり「令和6年能登半島地震に係る社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領」を定め、標記災害において適用することとしたので、了知のうえ、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

別 紙

令和 6 年能登半島地震に係る社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領

1 被災後の事務処理

(1) 協議の対象事業及び対象経費

ア 協議の対象となる事業は、別表に掲げる施設の災害復旧事業であること。

ただし、厚生労働大臣が別に定める施設の災害復旧事業に要する経費については、この限りでない。この場合において、厚生労働大臣が別に定める施設は、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の第 2 の 2、3 及び 4 の表において「その他施設」として取り扱われるものとする。

イ 施設整備（施設と一体的な設備を含む。）については災害復旧費協議額一件につき 80 万円以上であること。

(2) 協議書類及び提出部数

ア 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第 1 号） 3 部

イ 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第 2 号） 1 部

(3) 負担割合

災害復旧事業に要する経費に係る国、都道府県、指定都市、中核市の負担割合は、交付要綱に定めるところによるものとする。

(4) 提出期限

協議書類は、（項）社会福祉施設整備費分及び（項）介護保険制度運営推進費分とに区分し、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局（以下「地方厚生（支）局」という。）あて災害発生の日から 60 日以内に提出すること。

なお、これによりがたい場合は、様式 2 号のみを作成（被害の概算額、災害復旧所要額及びその内訳を除く。）し、備考欄に協議予定時期を記載の上、期限までに地方厚生（支）局に提出すること。

2 災害復旧事業の早期着工等

被災後は速やかに施設運営の再開を図るため、所管局及び地方厚生（支）局と連絡を密にし、必要に応じ応急仮工事を施すとともに、災害復旧工事の早期着工に努めること。

また、応急仮工事及び災害復旧工事着工は協議書提出以前においても可能であるが、都道府県（指定都市、中核市）担当部局（以下、「担当部局」という。）の指導のもと写真等により被災状況を的確に記録し、メジャー等を添える等できるだけ明瞭に撮影するなどして、実地調査等に支障を生じないように留意すること。

なお、本通知による協議の提出期限前であっても、担当部局は必要な協議書等を受

理し準備が整った段階で、可能な事業から実地調査等の実施に向けた調整を行うこと。

3 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の周知徹底

施設の早急復旧を図るため、社会福祉施設等災害復旧費補助金が、今回の令和6年能登半島地震による災害において被害を受けた社会福祉施設等に遺漏なく活用されるよう、管内市町村、社会福祉施設等、関係団体等、関係各方面へ確実に伝達されるよう周知徹底に特段のご配慮をお願いします。

別 表

社会福祉施設等施設整備費災害復旧費対象施設

施 設 名 等	施 設 名
社会福祉施設等	
保護施設	救護施設 更生施設 宿所提供施設 授産施設
老人福祉施設	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター（※） 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター（※）
老人保健等施設	介護老人保健施設 介護医療院 訪問看護ステーション 在宅介護支援センター 認知症高齢者グループホーム 生活支援ハウス
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設 盲導犬訓練施設
婦人保護施設	婦人保護施設 一時保護所 婦人相談所
障害者支援施設等	障害者支援施設 障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行うものに限る。） 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 短期入所事業所 就労定着支援事業所

その他の社会福祉施設等	自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所 地域活動支援センター 福祉ホーム 社会事業授産施設 隣保館 生活館 生活困窮者・ホームレス自立支援センター 日常生活支援住居施設 盲人ホーム 地域福祉センター 社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設 へき地保健福祉館（※） 在宅複合型施設 小規模多機能型居宅介護事業所 夜間対応型訪問介護ステーション 介護予防拠点 地域包括支援センター 定期巡回・随時対応型訪問介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 市町村障害者生活支援センター
-------------	--

（注）※の施設については、施設と一体的な設備は対象外。

また、婦人保護関係施設については、現行の交付要綱においては（項）児童福祉施設整備費に区分しているが、交付要綱改正により（項）社会福祉施設整備費に区分し直す予定であるため、（項）社会福祉施設整備費分として協議すること。

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金協議総括表((項) 分)

都道府県・指定都市・中核市

郡	市	町	村	名						
施	設			名						
施	設			種 別						
設	置			主 体						
構				造						
定				員						
被 害 部 分 の 入 所 者 数										
被 害 概 算 額										
災 害 復 旧 費	移 転 改 築 補 修 の 別									
	工 事 費	構			造					
		面			積					
		単			価					
		金			額					
	計									
予 算 措 置 の 状 況	都道府県・指定都市・中核市									
	市			町 村						
	法			人						
参 考										

	合計	0市町村
		0か所
	公立 0か所	私立 0か所
		0名
		0名
		0円
		0円
		0円

(記載要領)

- 1 宿所提供施設場合は定員欄に定員のほか世帯数も明記すること。
- 2 構造欄には、鉄筋コンクリート造、ブロック造、木造の区分により、それぞれ鉄ブ木と記入すること。
- 3 予算措置の状況欄には、財政当局了解・交付承認有れば確実等と簡明に記入すること。

様式第2号

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金協議書

施設種類		名称		設置主体	
所在地				設置年月日	
建物の規模・構造					
罹災年月日			災害の種類		
被害の概況	発生原因等				
	主要部分の破損状況				
入所者の状況					
被害の概算額					
災害復旧所要額 及びその内訳	区分	員数	単価	金額	摘要
			円	円	
	計			0	
備考					

(注) 災害箇所は、別添建物配置図朱記のとおり。

(写真も添付するときは番号を付し、災害箇所と対比させること。)

様式第2号(記載例)

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金協議書

(例:台風)

施設種類	救護施設	名称	〇〇〇寮		設置主体	社会福祉法人〇〇会
所在地	〇〇県〇〇市〇〇1番地				設置年月日	(元号)〇年〇月〇日
建物の規模・構造	コンクリートブロック造平屋建757.5㎡屋根コンクリート防水モルタル					
罹災年月日	(元号)〇年〇月〇日		災害の種類	台風〇〇号		
被害の概況	発生原因等	〇日9時暴風雨圏内に入り、平均風速25m、日雨量414mm、連続4時間雨量234mm、1時間最大雨量93mmを記録した。当市に災害救助法適用。				
	主要部分の破損状況	同12時〇〇川が氾濫し、床上120cmまで浸水した。このため、各室の床、壁、電気設備に被害を受けた。				
入所者の状況	近隣の小学校に避難したため被害者はなかった。					
被害の概算額	2,202,000円					
災害復旧所要額及びその内訳	区分	員数	単価	金額	摘要	
			円	円		
	内装工事	一式		1,135,520	別添設計(見積)書のとおり。	
	建具工事	一式		421,350		
	電気工事	一式		358,700		
	諸経費	一式		286,430		
計				2,202,000		
備考	内装、建具については、手配済、電気工事は手配中である。					

(注) 災害箇所は、別添建物配置図朱記のとおり。
(写真も添付するときは番号を付し、災害箇所と対比させること。)